

令和8～10年度 保育所給食用物資納入業者登録申請要領

- 1 登録期間 令和8年4月1日～令和11年3月31日
- 2 登録資格 ①岐阜県内に営業所があり、2年以上同種の営業を継続していること。
②令和6年分の市・県民税または過去1年分の法人市民税を完納していること。
③登録する営業所在地が岐阜市の場合は、令和6年分の固定資産税を完納していること。
④所轄の税務署が発行する消費税及び地方消費税に未納がないこと。

※ただし、乳児用粉ミルクについては、使用する銘柄が決まっているため、
①は該当しない

- 3 決定方法 選考基準に基づき、11月下旬に決定

- 4 申込み 登録申請書と関係書類を10月31日（金）までの午前8時45分～午後5時30分までに岐阜市子ども未来部子ども保育課へ提出

＜関係書類＞

- ①保健所発行の営業許可証（写） ＜該当業者のみ＞
②検便検査結果表（赤痢菌属・サルモネラ菌属・腸管出血性大腸菌O157、O26、O111）申請日3か月前までの証明（写）
③誓約書（提出日とする）
④納税証明書＜市町村民税＞（写）・・・岐阜市の場合：市役所市民課
⑤納税証明書＜固定資産税＞（写）・・・岐阜市の場合：市役所市民課
⑥納税証明書＜消費税及び地方消費税＞（写）・・・税務署
⑦商業登記簿の謄本（写し可）・・・申請者が法人である場合は添付すること
⑧身分証明書（写し可）・・・申請者が個人である場合は添付すること
※身分証明書とは、「禁治産者又は準禁治産者の宣告」「後見の登記」「破産」の通知を受けていない旨の証明書の事で、申請者の本籍地がある市区町村役所の戸籍担当窓口で発行される。

※④～⑤については、直前の営業年度の証明書とする

※⑥については、「未納でない」ことの証明書とする

- 5 選考基準 上記「登録資格」と「登録申請書」及び「関係書類」一式が揃っていることを条件として登録を決定し、業者登録名簿に記載する。
ただし、業者登録名簿に記載されていても、契約するとは限らない。
- 6 その他 （1）登録後、業者より登録取り消しや変更の届出がない限り、登録期間内は申請した内容で継続とする。
（2）令和8年4月1日以降の新規登録については、随時受付を行う。新規登録業者の登録期間は、登録年度の次年度から令和11年3月31日までとする。